

【平成20年9月9日改定版】

平成20年6月27日

厚生労働省・総務省

## 年金記録問題への対応の今後の道筋

### I これまでの取組

(1) 年金記録問題については、これまで、昨年7月5日の年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会とりまとめ「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」、本年1月24日の年金記録問題に関する関係閣僚会議で決定された「年金記録問題に関する今後の対応」等に沿って、国民の方々の多大なる御協力をいただきながら、一連の取組を進め、年金記録問題の解決に当たってきた。

① 中核となる取組は、「ねんきん特別便」を通じた国民の方々お一人お一人による年金記録の確認である。

具体的には、本年3月までに、基礎年金番号に未統合のいわゆる「5千万件の未統合記録」と社会保険庁が基礎年金番号で管理している「受給者3千万人・加入者7千万人の記録」とをコンピュータ上で突合せ(名寄せ)した結果、記録が結び付く可能性がある1,030万人の方々へ「ねんきん特別便」(「名寄せ特別便」)をお送りし、その後、未回答者、「訂正なし」と回答した方等へのフォローアップ対策を推進している。

また、4月以降、3月までにお送りした方以外のすべての年金受給者3,396万人の方に「ねんきん特別便」(「全員特別便」)を5月末までにお送りした。6月からは、3月までにお送りした方以外のすべての加入者6,200万人の方へ「全員特別便」をお送りしている。

なお、名寄せ特別便の実施に当たり、これまでに

- ・ 加入履歴のチェックポイントを分かりやすく示した資料を同封する
- ・ 相談の際結び付く可能性のある記録についての具体的な情報を提供する
- ・ 「訂正なし」と回答された受給者の方のうち、内容からみてご本人の記録である可能性が高いと考えられる方について、電話や訪問により、結び付く可能性のある記録の内容を伝えながら確認するといった丁寧な対応を行った。

- ② これと並行して、基礎年金番号に未統合の記録のうち、本年3月までのコンピュータ上の突合せなどでは記録の内容が解明できず、更に解明を進めることが必要な記録について、住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）等を活用したコンピュータ上の調査等の解明作業を行ってきている。
- ③ さらに、国民の方々の立場に立って記録の訂正を行うための「年金記録確認第三者委員会」については、段階的な体制強化等により審議の促進を図ってきた。
- ④ 他方、コンピュータ記録（基礎年金番号で管理されているものも含めた全体の記録）と紙台帳（マイクロフィルムを含む。）との突合せについては、これまで、規模の大きい厚生年金の被保険者名簿等のサンプル調査の分析等を行った上で、優先順位や効率的な実施方法等の検討を進めてきた。

(2) これらの取組の結果、これまでに、

- ・ 「名寄せ特別便」に対し、受給者238万人（お送りした方の8割近く）、加入者321万人（4割強）の計559万人の方から回答をいただいた（そのうち「訂正あり」で回答いただいた方は、受給者は当初の1割強から約3割に割合が上昇しており、加入者は約7割となっている）
- ・ 「全員特別便」に対し、1,459万人（5割近く）の受給者の方から回答をいただいた
- ・ 平成18年6月からの統合済み記録は、619万件（そのうち「名寄せ特別便」の送付対象であるもの145万件）まで増加
- ・ 今後解明を進める記録等は、1,618万件まで減少
- ・ 年金記録確認第三者委員会の処理件数は、本年1月の730件から5月には3,304件（4.5倍）に増加  
など、着実に進展している。

## Ⅱ 今後の対応の基本的考え方

- (1) 以上の経過等を踏まえ、昨年7月5日の政府・与党とりまとめ等に沿って、以下の対応を柱とし、引き続き、国民の方々の年金記録を正しいものとしていく取組を着実に進める。

- (2) 国民の方々に、正しい年金をお支払いするための課題は大きく分けて二つある。一つは、基礎年金番号に統合されていない記録(平成18年6月1日現在で5,095万件など)を統合・解明すること(第一の課題)、もう一つは、基礎年金番号で管理されている記録約2.5億件も含め、年金記録の正確性を点検すること(第二の課題)である。

① 年金記録を確認いただくためのきめ細やかな取組の展開

「ねんきん特別便」は、すべての年金受給者と現役加入者合わせて1億人の方々お一人お一人に記録を確認いただくものであり、年金記録問題の対応において最も重要な、中核となる取組である。これは、ご自身の年金記録に「漏れ」がないか確認いただくことを通じて、第一の課題に効果的かつ効率的に対応しており、同時に、記録に「誤り」がないか確認していただくことにより、第二の課題にも対応するものである。

今後、これまで以上に、国民の方々にご自身の年金記録を確認していただける環境を整えること、また、国民の方々の御協力なくして年金記録問題の解決はできないことを国民の方々に御理解していただくことに努めながら、郵送・電話・訪問・巡回等によるきめ細やかなフォローアップの取組に全力を尽くす。その際、様々な機関・団体等の御協力もいただきながら、

- ・ 年金受給者については、基本的に全員の方から回答をいただくことを目指して、平成20年度中に集中的に取り組む
- ・ 現役加入者については、できる限り多くの方から回答をいただくことを目指すとともに、平成21年度からの「ねんきん定期便」による取組につなげていく。

② 記録の内容に応じた解明作業の実施

記録の内容に応じた解明作業については、第一の課題に対応するための補完的な手段であるが、できる限り多くの記録の解明・統合を図るために、①と並行して、住基ネットや届出いただいた旧姓等を活用した様々な方法による記録の内容に応じた解明作業を引き続き迅速に進めていく必要があり、平成20年度中に集中的に実施する。

③ 国民の方々が年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備  
一方、第二の課題に対する方策は、国民の方々がご自身の年

金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備を行うことである。このため、すべての受給者・加入者への「ねんきん特別便」の送付に引き続き、

- ・ 平成21年度から、「ねんきん定期便」を毎年誕生月に加入者へ送付し、ご自身の記録を確認いただくとともに、
- ・ インターネットによる年金記録照会サービスについて、平成20年度中に、ご利用いただける方をこれまでの加入者に加えて、年金受給者の方へ拡大するほか、「社会保障カード」(仮称)の導入に向けた検討を進める。
- ・ 併せて、平成21年度に紙台帳の電子画像データ検索システムの整備を行うことにより、希望される方には社会保険事務所で紙台帳を迅速かつ簡便に確認いただけるようにする。

#### ④ コンピュータ記録と紙台帳との突合せ

また、コンピュータ記録と紙台帳(マイクロフィルム含む。)との突合せは、第二の課題に対応するための補完的な手段であるが、サンプル調査の結果を踏まえると、突合せにより正しく年金をお支払いできる場合が一定程度ある以上、優先順位を付けた上で、効率的かつ実効性のある方法で実施することが必要である。

この作業については、受給者・加入者とも、お申し出の有無にかかわらず、計画的な突合せを行うこととし、③の電子画像データ検索システムを活用の上、以下の手順で実施する。

- － 平成22年度～23年度を集中受付期間として、記録確認のお申し出のあった受給者・加入者について突合せを実施する。
- － 受給者・加入者のお申し出があったものと並行して、受給者のお申し出のない分についても実施する。
- － 続いて、加入者のお申し出のない分についても実施する。

(3) 以上の取組を着実に進めることにより、基礎年金番号への未統合記録の統合・解明及び年金記録の正確性の点検を進め、国民の方々が自らの年金記録に不安を持つことのない状況となることを目指す。

### Ⅲ 具体的対応

#### (1) 「ねんきん特別便」の確実な実施及びフォローアップの徹底

年金記録問題の解決のためには、国民の方々お一人お一人にご自身の年金記録をきちんと確認いただき、確実に御回答いただくことが何より重要である。

これまでも、「ねんきん特別便」を通じた年金記録の確認に、国を挙げて取り組んできたところであり、これまでの成果も踏まえ、今後、以下の取組を展開する。

#### ア 年金記録を確認いただくためのきめ細やかな地域展開

##### (ア) これまでの取組

- ① これまで、本年4月25日に高齢者・福祉関係団体等により構成される「受給者特別便実施円滑化推進会議」、5月21日に経済団体、労働組合等により構成される「加入者特別便実施円滑化推進会議」、5月から6月にかけて各地方社会保険事務局ごとに「地方ねんきん特別便実施円滑化推進会議」を設置し、幅広い関係団体の御協力の下に、「ねんきん特別便」の周知・広報を推進している。
- ② 厚生労働省において、4月25日に「「ねんきん特別便」の確認等の推進に関する今後の行動計画」を策定し、高齢者・福祉関係者、事業主等の御協力の下に、省を挙げて「ねんきん特別便」の周知・広報を推進している。
- ③ 各府省庁に対し、広報誌、ホームページ等での「ねんきん特別便」の周知・広報、所管関係機関等への周知・広報の御協力の依頼を行い、政府を挙げて周知・広報を推進している。

##### (イ) 年金記録を確認いただくためのきめ細やかな地域展開

(ア)を通じて、年金記録の確認に御協力いただくための呼びかけを徹底して進めるとともに、未回答の方への「回答のお願い」の送付、「訂正なし」と回答された方等へのフォローアップ照会の実施等に加え、多くの関係機関・団体等の御協力の下、年金記録の確認について、以下のとおり、受給者・加入者の方々の様々な状況に応じたきめ細やかな取組を地域ごとに展開する。

##### ① 高齢者等が参加するイベント等における呼びかけ

地方公共団体や社会福祉協議会、老人クラブ等の高齢者・福祉関係団体の御協力の下、高齢者等が多数参加するイベントや大会等の情報を収集し、求めに応じてその場に職員を派遣し、

広報資料の配布、説明等による回答の呼びかけを行う。

- ② 特別養護老人ホーム等の入所施設への巡回  
特別養護老人ホーム等の入所施設を巡回し、入所者の家族会、イベント等の開催に合わせて広報資料の配布、説明等による回答の呼びかけを行うとともに、相談会や回答票の回収を行う。
- ③ サラリーマン・自営業者への呼びかけ  
各種経済団体や労働組合の御協力の下、事業所の社会保険委員等も活用し、様々な会合等の機会や広報誌、ホームページ等を通じて回答の呼びかけを行う。
- ④ 専業主婦・学生への回答の呼びかけ  
地方公共団体、大学等の御協力の下、広報誌、ホームページ、掲示板への掲示等を通じて回答の呼びかけを行う。
- ⑤ 巡回相談等の実施  
地方公共団体等の御協力の下に、社会保険事務所への交通の便が悪い地域等を巡回し、相談や回答票の回収等を行う。また、巡回相談への来訪が困難である方等については、必要に応じ戸別訪問による相談も行う。
- ⑥ 国民年金委員の御協力による呼びかけ  
国民年金委員の方が、地域の集会等の際に、地域住民の方に対して広報資料の配布、説明等による回答の呼びかけを行う。
- ⑦ 民生委員の御協力による呼びかけ  
民生委員・児童委員協議会の御協力を得て、民生委員の方が地域住民の方を訪問する際などに、広報資料の配布、説明等による回答の呼びかけを行っていただく。
- ⑧ 在宅介護サービス事業者の御協力による呼びかけ  
在宅介護サービス事業者の御協力を得て、事業者が介護サービス利用者を訪問する際などに、広報資料の配布、説明等による回答の呼びかけを行っていただく。
- ⑨ ホームレス関連施設等への職員派遣  
ホームレスや矯正施設の被収容者の方について、関係機関の御協力の下に、施設等において年金記録の確認の周知・広報を行うとともに、施設等からの求めに応じ職員の派遣による相談会を行い、回答票の回収を行う。
- ⑩ 「地方ねんきん特別便実施円滑化推進会議」等による年金記録を確認いただくためのきめ細やかな地域展開  
高齢者・福祉関係団体、経済団体、労働組合等で構成される「地方ねんきん特別便実施円滑化推進会議」の場等を通じて、上記取組等についての周知と御協力の要請を行い、年金記録を

確認いただくためのきめ細やかな取組について、効果的な地域展開を図る。

## イ 「ねんきん特別便」のフォローアップの徹底

### (ア) 「名寄せ特別便」への確実な回答のための対応

#### ① 年金受給者

##### 1) 「訂正なし」と回答した方への対応

- 「名寄せ特別便」に「訂正なし」と回答した方(一次名寄せの対象者)のうち、期間重複がなく名寄せで該当した記録に結び付く同一氏名等の方が他にいない方には、電話や訪問により、結び付く可能性のある記録の内容を伝えながら確認する「フォローアップ照会」を本年1月から実施しているところである。

\* フォローアップ照会については、これまで入念照会と称していたところであり、79,359人(対象者のうち15.3%)の方に対して実施し、うち、ご本人の記録であると確認できた方が62,682人(79.0%)(平成20年5月30日現在)。

- 今後、「フォローアップ照会」について、内容からみてご本人の記録である可能性がある「期間重複がない方全体」に対象を拡大した上で(ただし、いずれかの方から「訂正あり」の回答が行われ、持ち主が確認されている場合は除く。)、平成20年度中に計画的に実施する。

\* 「フォローアップ照会」(従来の入念照会)の対象者

現行； 期間重複がなく、かつ、名寄せで該当した記録に結び付く同一氏名等の方が他にいない方(一次名寄せ対象者)

拡大後； 期間重複がない方(一次名寄せ対象者)全体

##### 2) 未回答の方への対応

- 「名寄せ特別便」に回答のない方には、既に4月下旬から6月中旬までに1回目の「回答のお願い」(約53万通)を送付したところであり、なお回答のない方に対して、6月下旬から2回目の「回答のお願い」を送付するとともに、きめ細やかな回答の呼びかけを平成20年度中に繰り返し実施する。

- 2回の「回答のお願い」の送付等を行い、なお回答が得られない期間重複がない方については、平成20年度中に「フォローアップ照会」を計画的に実施する。

② 加入者

1) 未回答の方への対応

- 「名寄せ特別便」に回答のない方には、既に6月中・下旬に1回目の「回答のお願い」(約433万通)を送付したところであり、なお回答のない方に対して、6月下旬から2回目の「回答のお願い」を送付するとともに、きめ細やかな回答の呼びかけを平成20年度中に繰り返し実施する。

2) 「ねんきん定期便」によるフォローアップ

- 2回の「回答のお願い」の送付等を行い、なお回答が得られない場合には、平成21年4月から開始する「ねんきん定期便」に記録確認についての注意喚起の文書を同封する。  
特に、記録が結び付く可能性がある方(期間重複がない方)には、「訂正なし」と回答した方も含め、結び付く可能性のある記録の一部を記載したお知らせを同封して回答を勧奨する。

(イ) 「全員特別便」の確実な送付及び回答のための対応

① 年金受給者

- 「全員特別便」に回答のない方には、きめ細やかな回答の呼びかけを平成20年度中に繰り返し行い、なお回答が得られない場合には、平成21年2月から3月に「回答のお願い」を送付する。

② 加入者

- 「全員特別便」に回答のない方には、きめ細やかな回答の呼びかけを平成20年度中に繰り返し行い、なお回答が得られない場合には、平成21年4月から送付する「ねんきん定期便」に記録確認についての注意喚起の文書を同封する。
- 第2号被保険者のうち、協力事業所(「ねんきん特別便」を従業員の方に配布することに御協力いただける事業所)に勤務する方(第2号被保険者の約55%)には、事業所経由で「ねんきん特別便」を送付し、確実にお届けするとともに、回答の回収についても、原則として協力事業所経由で実施する。

(ウ) 未到達者に対するフォローアップの徹底

- 「ねんきん特別便」が住所不明で戻ってきた方については、引き

続き、隔月に住所変更届の有無を確認し、変更届があれば再送付、変更届がなければ市町村や事業主の御協力を得て計画的に住所調査を行い、判明した新住所に送付する。

## ウ 「ねんきん特別便」等の周知・広報の展開と相談の充実

### (ア) 「ねんきん特別便」等に関する周知・広報の展開

- テレビ・新聞等の多様な媒体による政府広報やインターネット等により、「ねんきん特別便」への回答の呼びかけを引き続き定期的・効果的に実施する。

具体的には、

- ・ 「名寄せ特別便」の未回答の方(受給者・加入者)への回答の呼びかけ(6月下旬～平成21年3月)
- ・ 「全員特別便」の未回答の方への回答の呼びかけ  
(受給者;6月～平成21年3月、加入者;11月～平成21年3月)
- ・ 「ねんきん定期便」の趣旨・目的等(平成21年3月以降)等を行う。

- 各府省庁及び地方公共団体に対し、広報誌・ホームページ・メールマガジン等での「ねんきん特別便」の周知・広報や所管の関係機関等への周知・広報について御協力を依頼したところであり、引き続き国を挙げて周知・広報の取組を引き続き推進する。

### (イ) 相談の充実

#### ① 社会保険事務所の来訪相談等の拡充

- これまで、「ねんきん特別便」専用窓口での対応、混雑状況に応じた職員の相談窓口への機動的配置・職員総出による対応、社会保険事務所への交通の便が悪い地域等における巡回相談等を実施してきたところであるが、これらの取組を引き続き推進する。

\* 年金記録相談の特別強化体制における相談件数

731万件(平成18年8月21日～平成19年12月28日)

\* 巡回相談実施回数(平成19年7月～平成20年3月)10,510回

(来訪者数357,882人)

- 4月12日以降7月までの全ての土日(24日間)を開庁日としたところであり、引き続き、相談需要の程度等を踏まえ、必要に応じ、社会保険事務所の相談窓口の土日開庁日を拡充する。

- 社会保険事務所の窓口でご本人のものと特定される年金記録が判明した場合の年金見込額の試算・ご本人への交付を引き続き実施する。
  - \* 試算件数 66,795件  
変更前後の差引年金総額 36.2億円  
(平成20年5月1日～同年5月31日)
  
- 年金記録の円滑な確認に資することができるよう、社会保険事務所等に「ねんきん特別便」の趣旨及び未統合となっている年金記録の事例を分かりやすく説明した広報資料や、各人が職歴・転居歴・氏名変更歴等を思い出しながら記載する履歴整理表を備え付けるとともに、ホームページにも掲載する。
  
- ② 電話相談の拡充
  - これまで、「ねんきん特別便」の送付状況に応じ、「ねんきん特別便」専用ダイヤルの最大座数を平成19年12月の350席から平成20年6月は最大1,430席を用意するなど、体制の拡充を図ってきた。
    - \* これまでに対応した電話相談数 計約309万件  
(平成19年12月17日～平成20年5月31日)
  
  - 電話相談の需要に応じた、「ねんきん特別便」専用ダイヤル等の体制の拡充を引き続き図るとともに、オペレーターの応答技能の向上等の取組を進める。
  
  - 社会保険事務所と同様に、「ねんきん特別便」専用ダイヤルによる土日の相談対応を行う。
  
- ③ 市町村の御協力による身近な場所での相談の展開
  - 市町村の御協力を得て、その窓口において以下の取組を引き続き実施する。
    - ・ 「ねんきん特別便」の趣旨・目的や年金記録の見方、記載内容等についての説明
    - ・ 年金記録に訂正がある方への年金加入記録照会票の記入方法や年金記録に訂正がない方への確認はがき提出の案内の説明
    - ・ 加入履歴に漏れや誤りがある場合のそれらの記憶喚起の助言

- ・ 年金加入記録照会票等の社会保険事務所への届出代行の実施
- ・ 希望する市町村における、窓口装置（WM）を用いた「特別便」に関する相談に対する御協力
- ・ これらの取組について、市町村広報誌等による周知
  - \* 相談対応 1, 782市区町村(平成 20 年5月23日現在)
  - \* 窓口装置の貸与 200市区町村(平成 20 年6月末予定)

#### ④ 事業主、労働組合の御協力による職域での相談の展開

- 事業主の御協力を得て、事業所の社会保険委員等を活用しつつ、以下の取組を引き続き実施する。
  - ・ 上記の市町村の協力を得て行う「ねんきん特別便」の趣旨・目的等の説明、加入履歴に係る記憶喚起の助言等と同様の相談等を事業所においても行う。
  - ・ 加入履歴の漏れや誤りの訂正の申請を、事業所ごとに一括して代行申請を行う。
  - ・ これらの取組について、社内報等により周知する。
- 労働組合の御協力を得て、加入者の方々への「ねんきん特別便」の趣旨・目的等の説明、加入履歴に係る記憶喚起の助言等の相談、回答提出の推進、広報等の取組を実施する。

#### ⑤ 社会保険労務士等の御協力による身近な場所での相談の展開

- 全国社会保険労務士連合会の全国的な御協力を得て、以下の取組を引き続き実施する。
  - ・ 全国の社会保険労務士事務所及び都道府県社会保険労務士会の年金相談センターにおける無料相談の実施
  - ・ 協力を得られる市区町村、郵便局、農漁協における、社会保険労務士による相談の実施
  - ・ 各都道府県社会保険労務士会への窓口装置（WM）の貸与
    - \* 無料相談実施社会保険労務士事務所 1, 533カ所(平成 20 年5月)
    - 都道府県社会保険労務士会の年金相談センター 47カ所(平成 20 年5月)
    - 郵便局・農漁協における相談 延べ1, 319回(平成 20 年5月末までの実績)
- 社会保険事務所において、近隣の社会保険労務士事務所等における無料相談について紹介するとともに、市町村等の御協力を得て、これらの取組に係る周知・広報を行う。

## ⑥ 窓口装置(WM)の増設

- 本年1月から6月にかけて、社会保険事務所等の相談体制の整備等のため、混雑社会保険事務所や市町村に緊急配備した約800台を含め、約6,000台の増設を行ったところである。

今後更に、「全員特別便」への対応のため、1,735台の新規調達を実施して、社会保険事務所、市町村、社会保険労務士会等へ配備し、相談体制を拡充する。(平成20年6月下旬から)

\* 窓口装置の配備状況

11,060台(平成19年12月)→16,876台(平成20年6月)

→18,426台(平成20年7月以降)

## エ 記録統合・裁定変更にかかる事務処理の円滑化・迅速化

### (ア) 記録照会に対する調査の効率性の向上

- 年金受給者及び加入者から年金記録の照会があった場合の社会保険事務所における調査方法について、現場のベテラン職員のノウハウを集約し、全国的に活用を図ることにより調査の効率性を高める。

### (イ) 厚生年金保険の旧台帳の検索の効率化

- 以下の措置を講じることにより、これまで旧台帳の記録確認に要していた時間を短縮、記録統合や裁定変更処理の迅速化を図る。
  - ・ 紙媒体で保管している約1,365万件の旧台帳については、手帳記号番号のデータベース化を図ることにより、記録の確認を迅速にできるようにする。なお、このことにより、これらの記録の正確な保管件数の把握が可能になる。(平成20年度中)
  - ・ マイクロフィルムで保管している約1,466万件の旧台帳については、漢字氏名・生年月日から旧台帳の手帳記号番号及びカセット・ブリップ番号が検索できる「漢字氏名索引」のシステムを新たに構築することにより、記録の確認を迅速にできるようにする。(平成20年6月)

## (2) 「今後解明を進める記録」等の解明・統合の実施

記録の内容に応じた解明作業については、引き続き、「ねんきん特別便」を通じた年金記録の確認の取組と並行して、平成20年度中に集中的・計画的に実施する。

### ア これまでの取組

- 漢字カナ変換が行われた記録(約154万件)については、平成20年2月から4月にかけて、社会保険事務所等において、年金手帳記号番号払出簿等により漢字氏名を確認の上、漢字氏名の収録作業を完了した。
- 住基ネットによる調査を行うことにより、「基礎年金番号を有していない生存者」、「5年以内の死亡者」などを特定し、解明を必要とする記録を絞り込むこととしており、6月末までを目途に調査を実施しているところである。

(※)6月中旬時点で判明している調査結果

照会件数	1322 万件	100.0 %	(照会予定件数全体の約7割)
該当なし	1074 万件	81.2 %	
該当あり	248 万件	18.8 %	
生存者	198 万件	15.0 %	
死亡者	47 万件	3.6 %	
所在不明	3 万件	0.2 %	

#### イ 今後の取組

- 「漢字カナ変換記録」の氏名補正、これに続くコンピュータ記録による調査を進め、記録の持ち主である可能性があることが判明した方に「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、確認いただく。  
(平成20年7月～9月末)
- 住基ネットでの調査を進め、「基礎年金番号を有していない生存者」及び「5年以内の死亡者」を特定し、年金受給に結び付くと思われる方に「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、確認いただく。  
(平成20年6月末～7月末)
- 「名寄せ特別便」の送付に当たり、未統合記録と基礎年金番号の記録との名寄せ処理を行っており、その際に氏名・性別・生年月日・加入期間が完全に重複していた記録を抽出・精査する。  
(平成20年6月～12月末日途)
- 「全員特別便」に対する回答(訂正なし)のうち、旧姓の申出があったものの磁気データ化を行うとともに、オンライン上に既に収録されている旧姓履歴データを活用した調査により、「婚姻等により氏名を変更したと考えられる者の記録」を特定し、記録の持ち主であると思われる方に「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、確認いただく。  
(平成20年12月～平成21年3月末日途)

- 住基ネットでの調査により「該当なし」となった記録について、プログラム開発等を行った上で、社会保険庁で管理している既に死亡している受給者の記録との突合せを行い、死亡者の記録を特定し整理する。(平成20年8月末日途)
  
- 住基ネットでの調査により「該当なし」となった記録について、社会保険事務所等において、年金手帳記号番号払出簿等により、氏名・生年月日・性別の3情報を確認し、必要に応じて「過去の記録をオンラインに入力するまでの間の転記・入力ミスにより名寄せされなかった記録」の補正を行う。なお、補正作業の実施に当たっては、加入期間が長い記録から優先的に取り組む。  
また、補正を行った記録について、記録の持ち主であると思われる方に「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、確認いただく。  
(平成20年7月～平成21年3月末日途)
  
- なお、「名寄せ特別便」の対象となった未統合記録1, 172万件のうち、特別便により確認した結果、本人の特定に至らなかった記録については、平成20年秋以降、上記の解明作業と併せて、解明の取組を実施する。
  
- また、海外居住者に対して、在外公館を通じ、広報資料やホームページにより、記録確認の呼びかけを行う。

#### ウ 以上を踏まえた更なる解明・統合等の検討

- 平成20年度に上記の各種解明作業を行っても、本人の特定が困難な記録については、更に可能な限り、インターネット上等での公示、過去に勤務していた事業所(厚生年金)や過去の住所の所属する市町村(国民年金)への照会を通じ、解明・統合等を行うことに関し検討する。
  
- なお、死亡が判明した方の記録についても、未支給年金等への対応の観点から、同様の取扱いを検討する。

### **(3) 年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備**

国民の方々が、ご自身の年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みを整備する。

ア 「ねんきん定期便」の適切な実施

- 平成21年4月から、国民年金・厚生年金保険のすべての加入者の方に対し、毎年誕生月に直接ご本人宛に「ねんきん定期便」を送付する。
- 平成21年4月から一年間及び節目年齢時(35歳・45歳・58歳)には、年金加入期間(加入月数、納付済月数)、保険料納付額の目安、加入実績に応じた年金見込額、年金加入履歴(加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日)並びにすべての期間の標準報酬月額(厚生年金)及び保険料納付状況(国民年金)を通知する。
- その他の場合には、年金加入期間、保険料納付額の目安、加入実績に応じた年金見込額並びに直近一年分標準報酬月額(厚生年金)及び保険料納付状況(国民年金)を通知する。
- なお、(1)イのとおり、「ねんきん特別便」に未回答の方等に対しては、注意喚起の文書等を同封する。

イ インターネットによる記録照会

- 平成18年3月より実施しているインターネットによる年金記録照会サービスについて、加入者から受給者にも拡大し、受給者の方も、過去のすべての標準報酬月額(厚生年金)や保険料納付状況(国民年金等)等を確認できるようにする。(平成20年度)  
\* IDパスワード発行件数 1, 307, 825件(5月末現在)

ウ 紙台帳ファイルの電子画像データ検索システムの構築(再掲)

- 厚生年金保険の名簿等及び市町村の国民年金の名簿等について、電子画像ファイル化するとともに、手帳記号番号により画像検索ができるシステムの構築を行い、社会保険事務所で同一の手帳記号番号記録を集約して確認できるようにする。(平成21年度)

**(4) 「厚生年金・船員保険旧台帳(1, 466万件)」への適切な対応**

厚生年金・船員保険旧台帳(「1, 430万件」・「36万件」)について、引き続き、以下のような取組を実施する。

## ア これまでの取組

- 磁気ファイル化するための入力作業を行った上で、コンピュータ記録との突合せにより、記録が結び付くと思われる方の被保険者資格記録の入力、期間重複チェックを行い、その結果記録が結び付く可能性のある方に、「記録のお知らせ」を送付したところである(5月29日に約68万通を送付)。

(注) 厚生年金旧台帳等の記録は、持ち主が既に70歳を超えていること、昭和29年以前の古い記録であることから、ご本人に記録を思い出していただくためには特別な配慮が必要となる。このため、「記録のお知らせ」により、ご本人に古い記録の中に持ち主の可能性が高い記録が見つかった旨をお知らせした上で、社会保険事務所等からご本人に確認させていただくための連絡先情報(氏名・住所・電話番号)を「回答はがき」に記入して返信いただくこととしている。

## イ 今後の取組

### (ア) 記録の確認

- 今後、「回答はがき」により返信いただいた方に、相談のための準備を順次整備しながら、後日(概ね返信の1か月後)、社会保険事務所等から電話連絡をし、具体的な情報をお伝えしつつ、旧台帳記録に係る記憶を呼び起こしを行い、丁寧に記録の確認を行う。

### (イ) 検索の効率化(漢字氏名索引システムの導入)〔再掲〕

- 突合せで氏名等が一致しなかった記録については、漢字氏名・生年月日から旧台帳の手帳記号番号及びカセット・ブリップ番号が検索できる「漢字氏名索引」のシステムを新たに構築することにより、記録の確認を迅速に行うことができるようにする。(平成20年6月)

### (ウ) 残された記録の解明

- 厚生年金・船員保険旧台帳の記録は、昭和29年以前の非常に古い記録であるため、一定の仮定の下に国勢調査の人口により推計すると、現時点で約7割の方(約1,000万件)が死亡していると考えられるが、「記録のお知らせ」の送付対象とならなかった記録についても内容の解明を進める。

## (5) コンピュータ記録と紙台帳との突合せの計画的・効率的実施

8億件超に上る紙台帳(マイクロフィルムを含む。)とコンピュータ記録(基礎年金番号で管理されているものも含めた全体の記録)との突合せについては、これまでに実施したサンプル調査の分析等を踏まえ、

実効性・効率性を考慮しながら進める。

#### ア これまでの取組

社会保険庁が保管するマイクロフィルム化された記録や市町村が保管している記録について、コンピュータの記録との突合せを計画的に実施するため、これまで以下の作業を実施してきた。

- ・ 国民年金の被保険者台帳(特殊台帳分)のサンプル調査の実施  
(19年4月～6月実施、19年6月公表)  
→ 3,090件のうち、マイクロフィルム記録とオンライン記録が一致しておらず、年金給付に影響があるものが4件あった。
- ・ 社会保険事務所の被保険者台帳の保管状況調査  
(19年5月実施、19年8月公表)
- ・ 市町村の国民年金の被保険者名簿の保管状況調査  
(19年5月実施、19年8月公表)  
→ これらの調査等の結果により、紙台帳(マイクロフィルムを含む。)の記録は延べ約8.5億件。
- ・ 国民年金特殊台帳の突合せ  
→ 平成20年5月から、約3,300万件の国民年金特殊台帳等についてコンピュータ記録との突合せを実施。  
(平成20年度中に完了予定)
- ・ 厚生年金の被保険者名簿等に係るサンプル調査の実施  
(20年1月～6月)  
→ 約2万件を抽出し、調査した結果、厚生年金の名簿・原票の記録とコンピュータ記録が一致していないものが277件(約1.4%)あった。

#### イ 今後の取組

- 厚生年金保険の名簿等及び市町村の国民年金名簿等の突合せ
  - ・ 厚生年金保険の名簿等については、個人・手帳記号番号単位で集約されておらず、確認に時間を要している。また、厚生年金と国民年金が混在する記録については、厚生年金と国民年金の名簿を合わせて確認する必要もある。  
このため、これらの紙台帳について、(3)ウの画像データ検索システムの構築等の基盤整備を実施する。  
(平成20年度から準備を進め、平成21年度に整備)
  - ・ 厚生年金保険の名簿等及び市町村の国民年金名簿等とオンライン記録の突合せ作業については、受給者・加入者とも、お申し出の有無にかかわらず、計画的な突合せを行うこととし、以下の手順

で実施する。

- 一 平成22年度～23年度を集中受付期間として、上記のシステムを活用し、記録確認のお申し出のあった受給者・加入者について突合せを実施する。
- 一 受給者・加入者のお申し出があったものと並行して、受給者のお申し出のない分についても実施する。
- 一 続いて、加入者のお申し出のない分について実施する。  
突合せに当たっては、名簿等の記録に基づいて単純に補正することのないよう、他の書類の確認等により慎重に作業を行い、最終的にはご本人に確認を行う。

○ 国民年金特殊台帳

- ・ 複雑で特殊な記録である国民年金特殊台帳については、平成20年度中に記録の突合せを計画的に実施する。

## (6) 標準報酬等の遡及訂正事案への対応

標準報酬等の遡及訂正事案については、第三者委員会あっせん事案等17件の調査を実施しているところであるが、今後、以下のような対応を進める。

○ あっせん事案等への対応

あっせん事案等の調査を引き続き進めるとともに、外形から同様の事案と見られる第三者委員会申立事案160件に係る内容の分析及び個々の事案の遡及訂正理由等の調査を行う。

○ あっせん事案と同一の事業所で申立人と同時期に勤務していた方の事案への対応

あっせん事案と同一の事業所で申立人と同時期に勤務していた方を特定した上でお知らせを行い、ご自身の年金記録の確認を求めた上で、正しく記録が訂正されるために必要な対応を行う。

## (7) 年金記録確認第三者委員会における案件処理の促進

- 年金記録確認第三者委員会においては、本年2月以降、処理のスピードアップが必要な地域(大都市を抱える都道府県)を中心に審議チームを50以上増やして約180チームとし、それに併せて委員を538人から約850人へ増員、事務室職員も877人から約1,700人へと

大幅な体制強化を進めてきているところである。

- また、あっせん事例集の整備、第三者委員会送付前の社会保険事務所段階における処理促進、社会保険労務士の協力を得つつ、申立てに関する相談・調査の充実等も行ってきているところである。

これらにより、審議の迅速化を図り、本年3月末までに申し立てられた事案(49, 897件)については、概ね1年を目途に処理を終えることとするとともに、本年4月以降に申し立てられた事案については、今後の申立件数を勘案し、一層の体制強化等を講じることにより、迅速な処理を進めることとする。

- \* 第三者委員会月間処理件数 730件(平成20年1月)→3,304件(5月)  
処理済み件数(累計) 14,646件(平成20年6月24日現在)  
うちあっせん件数(累計) 6,470件(平成20年6月24日現在)
- \* 第三者委員会送付前の社会保険事務所  
段階における年金記録の訂正件数 54件(平成20年6月15日現在)

## (8) その他の対応

### ア 厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せ

- 社会保険庁において基金加入記録等のデータを抽出した上で、厚生年金基金へ当該データを提供し、平成20年度中を目途に各厚生年金基金において、加入員記録との突合せを実施する。

### イ 共済過去記録の基礎年金番号への統合

- 平成20年度において、共済組合等において保有している共済過去記録を共済組合等から提供を受けて、名寄せ・照会を行い、照会文書への回答・相談を通じて、平成21年度中を目途に基礎年金番号への統合を行う。

### ウ 旧令共済組合員記録への対応

- 国家公務員共済組合連合会の調査において、旧令共済組合の組合員原票(加入記録)約6.5万件等が確認されたことから、国家公務員共済組合連合会から当該旧令共済組合員原票データの提供を受けて、社会保険庁において厚生年金等の年金受給者ファイル等のコンピュータ記録との突合せを行い、該当した方(本人又は遺族)に対して、その旨をお知らせして確認いただくとともに、制度の周知を図り、厚生年金等の年金給付に結び付ける。

(平成21年度前半)

エ 基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止

- 平成19年10月より、同一人に複数の基礎年金番号が割り当てられた可能性のあるものについて、年3回把握し、社会保険事務所において徹底した調査を行い、その早期解消に努めている。
- 新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、同一人調査(氏名・性別・生年月日・住所の4項目の一致を確認)の完全実施を図り、引き続きその発生を徹底的に防止する。

オ 基礎年金番号で管理しているオンライン記録の整備

- 基礎年金番号で管理しているオンライン記録について、システム刷新に伴いデータを円滑に移行するための整合性確認作業等を行う。

カ 地方庁における紙台帳の保管・管理

- 地方庁における紙台帳の保管については、社会保険庁保有個人情報管理規定等に基づいた適切な保管・管理を行うよう、引き続き、その趣旨の徹底と指導を行う。

キ 派遣職員等による業務の適切な管理

- 年金記録問題への対応においては多くの派遣職員等に業務を実施させることが必要となるが、その際には、指導・監督とパフォーマンスのチェックを徹底する。

ク 社会保険庁本庁と市町村・地方庁との連携強化

- 年金記録問題への取組については、現場の意見や要望を十分に踏まえた対応を実施するため、社会保険庁本庁と市町村・地方庁との連携を一層強化する。